

組合員の皆様

2015年1月28日

海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約の発効 — 2015年1月時点の最新情報

2014年11月12日付回覧において、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（以下、ナイロビ条約）が2015年4月14日に発効する旨ご案内いたしました。更に、2014年12月23日付回覧において、どこのナイロビ条約締約国の海事当局が、その時点において、非締約国を旗国とする船舶に証書を発行することに、個々の条件の下、原則同意していたのかをお知らせいたしました。この追加の回覧は、先の11月及び12月の回覧 ([linked here](#)) と関連してお読みください。

ナイロビ条約第12条には、「締約国を旗国とする300G/T以上の船舶の登録船主は、本条約に基づく責任を担保するため、適用される国内もしくは国際的な船主責任制限制度に基づく責任限度額と同額の保険または銀行などの金融機関が保証する他の金融保証を維持する義務があります。ただし、いずれの場合においても、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約（その後の改正を含む）第6条1項（b）に従って算定される額を超えないものとします」と規定されています。また、保険が有効に付保されていることを示す証書を締約国から取得する必要もあります。国際グループ（IG）加盟全クラブは、組合員がナイロビ条約証書の申請をできるように、ブルーカードを発行することに同意しています。

船舶の旗国がナイロビ条約の締約国である場合、証書は当該旗国から取得しなければなりません。船舶の旗国がナイロビ条約の非締約国である場合、いずれかの締約国の関係当局から証書を取得する必要があります。ブルーカードの発行にあたっては、どこの国に申請を希望しているか、クラブにご通知頂く必要があります。

当クラブの12月の回覧以降、アンチグアバーブーダ、クック諸島、リベリアのすべてがナイロビ条約を批准しました。従いまして、これらの国家を旗国とする船舶の船主は、これからは該当する海事当局よりナイロビ条約証書を取得する必要があります。リベリア同様、アンチグアバーブーダもナイロビ条約適用範囲を領海にまで拡大しました。

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548

Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK

Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

ナイロビ条約の発効日 2015 年 4 月 14 日が適用され、その発効前にナイロビ条約証書を発行することのできる、条約批准の期日が過ぎました。これからナイロビ条約を批准する国家は、加入書または批准書を IMO に寄託する日付から 3 か月の間は、その適用ができず、また同期間はナイロビ条約証書の発行もできません。

IG との協議に基づき、下記のナイロビ条約締約国の海事当局が、非締約国を旗国とする船舶の船主のために証書を発行することに原則同意しました。ただし、各国の管轄当局が条件を付けることがあります。

英国：英国海事沿岸警備庁（MCA）は、CLC 条約、バンカー条約、アテネ条約の証書の更新申請を優先的に処理します。その上で、英国船籍の船舶、次いで英国に寄港する既存の MCA 利用者の船舶、そして第三国を旗国とする船舶の順で、ナイロビ条約証書の申請に対応しますが、MCA の処理能力に左右されることとなります。MCA によると、膨大な数の申請が予想されるため、ナイロビ条約の証書の処理には時間を要する可能性があるとのことです。なお、2015 年 2 月 1 日までの期間は、ナイロビ条約証書申請の受付はされないようです。郵送による申請先は下記の通りです。

Mr T Cornish
Maritime and Coastguard Agency
Spring Place
105 Commercial Rd
Southampton
United Kingdom
SO15 1EG

Email による申請先は下記の通りです。
clc@mcga.gov.uk

詳しいガイダンスは下記をご参照ください。

www.gov.uk/certificate-of-proof-of-civil-or-passenger-liability-insurance

ドイツ：ドイツ連邦海事水路庁（BSH）では、ドイツ船籍の船舶、ドイツに寄港する船舶、ドイツの会社が運航する船舶による、証書申請を優先的に処理します。さらに、CLC 条約、バンカー条約、アテネ条約の証書更新手続きも優先させます。ナイロビ条約の証書については、本回覧の日付から条約が発効する 2015 年 4 月 14 日の間に申請することができます。BSH では膨大な数の

申請を予想しており、証書の発行には遅れが出る可能性があると考えています。郵送による申請先は下記の通りです。

Ms G Tungler
Bundesamt Für Seeschifffahrt Und Hydrographie (BSH)
S43 Bernhard – Nocht – Str. 78
20359 Hamburg
Germany

デンマーク：デンマーク海事局（DMA）は、デンマーク船籍の船舶、フェロー諸島の船舶、デンマークに寄港する船舶、デンマークの会社が運航する船舶による、証書申請に優先的に対応します。その他の申請の優先順位については、DMA の証書申請処理と件数によって決定されることとなりますが、CLC 条約、バンカー条約、アテネ条約の証書申請を、ナイロビ条約の証書申請より、優先的に処理する見込みです。電子申請用の E メールアドレスは DMA のウェブサイト上 (www.dma.dk) にまだ掲載されておりませんが、書式は CLC 条約、バンカー条約、アテネ条約の証書申請と同様になるものと思われます。郵送による申請先は下記の通りです。

Danish Maritime Authority
Carl Jacobsens Vej 31
2500 Valby
Denmark

マーシャル諸島：インターナショナル・レジストリーズ (International Registries, Inc.) は、マーシャル諸島船籍の船舶による証書申請を優先的に処理します。

郵送による申請先は下記の通りです。

Maritime Administrator for the Republic of the Marshall Islands
International Registries, Inc.
Attn: Vessel Administration
11495 Commerce Park Drive
Reston, Virginia 20191-1506
USA

詳しいガイダンスは下記をご参照ください。

www.register-iri.com/forms/upload/MN-2-011-45.pdf#search=nairobi



リベリア：リベリア海事局は、リベリアン・レジストリー (Liberian Registry) が、リベリア船籍の船舶に対し、ナイロビ条約証書を優先的に発行すると発表しました。リベリアン・レジストリーは、非条約国を旗国とする船主も支援します。宛先 vesselcertificates@liscr.com への Email による申請が望ましいのですが、下記宛先への郵送による申請もできます。

Liberian International Ship & Corporate Registry
ATTN: Wreck Removal Applications
8619 Westwood Center Drive
Suite 300
Vienna, Virginia 22182
USA

詳しいガイダンスは下記をご参照ください。

www.liscr.com/liscr/Portals/0/Liberia%20Marine%20Operations%20Note%2001-2015%20-%20WRC.pdf

クック諸島：クック諸島は、非条約国を旗国とする船主も支援し、手数料をとってナイロビ条約証書を発行すると発表しました。クック諸島のナイロビ条約実施及び証書発行についてのご質問は、下記までお問合せください。

Maritime Cook Islands,
P.O. Box 882,
Rarotonga,
Cook Islands

または wrecks@maritimecookislands.com

詳しいガイダンスは下記をご参照ください。

www.maritimecookislands.com/applying-for-nwrc-certificates.html

現時点でのナイロビ条約締約国は下記の通りです。

締約国	発効日
アンチグアバーブーダ*	2015年4月14日
ブルガリア*	2015年4月14日
クック諸島	2015年4月14日
コンゴ共和国	2015年4月14日
デンマーク*	2015年4月14日

ドイツ	2015年4月14日
インド	2015年4月14日
イラン	2015年4月14日
リベリア*	2015年4月14日
マレーシア	2015年4月14日
マーシャル諸島*	2015年4月14日
モロッコ	2015年4月14日
ナイジェリア	2015年4月14日
パラオ	2015年4月14日
英国*	2015年4月14日

*ナイロビ条約第3条2項に基づき、領海を含む領域にある海難残骸物を適用範囲に含める国

本クラブは、ナイロビ条約の進捗状況を組合員の皆様にお伝えし続けます。通常の出版物を通してお知らせ致しますが、それらは全てクラブのウェブサイト ([here](#)) からご覧頂けます。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)